

35215

山口県

周南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
1. 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく制度 ※地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 10 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 3 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設する場合 ※特別償却設備…特定業務施設と、それに併せて整備された特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800 万円(中小企業1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型/拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 ※移転…東京23区から本社機能業務の全部又は一部を市内に移転する事業 ※拡充…市内で本社機能業務を新設又は拡大する事業	固定資産税の一定割合	3 年度間
2. 中小企業等経営強化法による固定資産税の特例 中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得する場合 【設備の最低取得価格】 機械装置(160万円以上)、測定工具及び検査工具(30万円以上)、器具備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)	—	課税標準を軽減 【1.5%以上の賃上げ表明】 課税標準を 2 分の 1 に軽減 【3%以上の賃上げ表明】 課税標準を 4 分の 1 に軽減	固定資産税(令和 9 年 3 月 31 日までに取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備が対象)	【1.5%以上の賃上げ表明】 3 年間 【3%以上の賃上げ表明】 5 年間
3. 地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づく制度 ※山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3 年度間

引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 25 条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・家屋・構築物の取得合計額) ①先進性を有する事業:1 億円超 ②農林漁業及びその関連事業:5,000 万円超				
--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
周南市企業立地促進条例	R8.3 (改正)	●事業所等設置奨励金・雇用奨励金・研究者集積奨励金 1 対象事業 (1)製造業 (2)物流業(製造業と密接に関連する事業に限る) (3)重点立地促進事業 ①製造業における研究開発事業 ②水素関連事業 ③医療関連事業 ④環境エネルギー関連事業 ⑤バイオ関連事業 ⑥ヘルスケア関連事業 (4)カーボンニュートラル推進事業 ①温室効果ガス回収等事業 ②エネルギー転換事業 ③製造工程脱炭素化事業 ④カーボンニュートラル実証事業 2 新設、増設、更新の内容 (1)新設:市外企業の新規立地など ※新規雇用者が 10 人以上(中小企業の場合は3人以上) (2)増設:市内企業の事業所の拡張など (3)更新:市内企業の設備、装置等の更新など ※生産量若しくは取扱量が増強される場合、生産製品若しくは取扱製品の高付加価値化又は温室効果ガスの排出量が削減されるなど環境負荷の軽	●事業所等設置奨励金 ◇事業所等の新設、増設、更新に係る投下固定資産税に係る固定資産税の以下に相当する額を交付 ①大企業 2 分の 1 を 2 年間 限度額:総額 10 億円 ※設置工事の着工日前 3 年以内に 5,000 m²以上の土地取得を行った事業所等は 10 分の 6 相当額を 2 年間 ②中小企業 全額を 3 年間 限度額:総額1億円 ●雇用奨励金 ◇事業所等の新設、増設、更新に伴い営業開始日において本市の住民(雇用にあたり転入した者を含む)を新規に1年以上雇用した場合、1人につき 20 万円を1回に限り交付 ・限度額:2,000 万円 ・新規雇用従業員が障害者の場合、1人につき 30 万円、3 年間交付 ・新規雇用従業員は営業開始日の 1 年前から営業開始日の 2 年後までの間に雇用したものであること ・本市に住所を有する従業員数が営業開始日から交付申請までの間、減少し

		減のいずれかを満たすことが条件 3 投下固定資産総額 ※投下固定資産総額のうち、建物と償却資産の取得額の合計額が()内の金額以上であること (1)製造業又は物流業 ①大企業 5億円(2億5,000万円)以上 ②中小企業 2,000万円(1,000万円)以上 (2)重点立地促進事業又はカーボンニュートラル推進事業 ①大企業 1億円(5,000万円)以上 ②中小企業 2,000万円(1,000万円)以上	ないこと ●研究者集積奨励金 ◇研究所の新設、増設、更新に伴い本市に転入する研究者(新規雇用を含む)が1年以上継続して重点立地促進事業に係る研究開発に専従した場合、研究者1人につき50万円を1回に限り交付 ・限度額:5,000万円 ・研究者は、営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に異動(新規雇用を含む)したものであること
周南市本社機能移転等促進補助金交付要綱	R8.6 (改正)	●雇用奨励補助金・本社建物等整備奨励補助金・移転等賃借料奨励補助金 1 対象者 (1)事業期間中に新規常用雇用者が10人以上(中小企業にあつては5人以上)増加する事業者 (2)事業期間の終期及び営業開始日が令和13年3月31日を越えない事業者 (3)市税に未納、滞納又は未申告がない事業者 (4)当該本社機能の移転又は拡充に伴う事業について、本市の他の制度に基づく補助、助成等を受けていない事業者 ※事業者・・・法人又は個人事業者(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業者等を除く) ※本社機能・・・調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、情報サービス事業部門、商業事業部門(一部)、サービス事業部門(一部)、研究所、研修所のいずれかに該当する特定業務施設又はこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設若しくは特定業務児童福祉施設 ※移転・・・東京23区から本社機能業務の全部又は一部を市内に移転する事業 ※拡充・・・市内で本社機能業務を新設又は拡大する事業	●雇用奨励補助金 常用雇用者のうち、市外からの転勤者又は新規雇用者(移転に伴う東京23区の事業所からの転勤者は、20万円を加算)を1回に限り交付。 (限度額:1社あたり7,000万円) ※1年以上継続して本市に住所を有するなどの条件あり ※福利厚生施設及び児童福祉施設の雇用者は対象外 ※交付申請時における本社機能に従事する常用雇用者の人数が営業開始日の常用雇用者の人数と比較して減少しない場合に限る ●本社建物等整備奨励補助金 本社建物等の新設・増設等に係る固定資産税の以下に相当する額を交付 ◇大企業 2分の1を2年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が2,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額の合計が1,000万円以上であること ◇中小企業 全額を3年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が1,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額の合計が500万円以上であること ●移転等賃借料奨励補助金

			本社機能の移転・拡充に伴い賃借に要した経費及び本社機能に関する業務に必要な 2 台分の駐車場の賃借に要した経費の 2 分の 1 の額を3年間交付(限度額:150 万円/年、ただし移転の場合は 200 万円/年) ※賃貸借契約者間に資本上の親子関係が存在しないこと
周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金交付要綱	R7.6 (改正)	●まちなかオフィス立地促進事業補助金 1 対象業種 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融業・保険業(貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を除く)、不動産業又は物品賃貸業、学術研究又は専門・技術サービス業、生活関連サービス業のうち旅行業又は冠婚葬祭業、教育・学習支援業のうちその他の教育又は学習支援業、医療又は福祉、サービス業(政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業、外国公務を除く) 2 補助対象地域(徳山駅を中心とした特定地域)の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること 3 オフィス開設日時点において、新設オフィスで常時使用している従業員が 3 名以上であること ただし、新規創業者またはクリエイティブ産業事業者の場合は、一定条件を満たせば、従業員要件は不要(ただし、常時従事する者が 1 人以上必要) ※オフィス・・・事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、新設オフィス賃借面積の 2 分の1以上である施設 4 市税の滞納がないこと 5 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと 6 本市の他の条例、規則、要綱その他の規程による補助金等の交付を受けていないこと	●オフィス設置奨励金 ①補助率 ・補助対象経費の 2 分の 1 以内 ・限度額:150 万円/年 ※補助対象経費 ・オフィスの賃借に要した経費及びオフィス業務に必要な 2 台分までの駐車場の賃借に要した経費 ②対象期間 オフィスの開設日の属する月又はその翌月から 3 年間 ●地元雇用奨励金 ①補助額 ・1人あたり 20 万円 ・限度額:200 万円、初年度限り ②対象者 従業員のうち、オフィス開設日の前後 2 か月以内に雇用を開始し、補助金交付申請書の提出日まで1年以上継続して雇用され、かつ、その間継続して本市に住所を有すること
周南市情報・通信産業等支援補助金交付	R8.3 (改正)	●周南市情報・通信産業等支援補助金 以下の要件を全て満たす事業者 1 事業所の新規開設(市内事業所の移転等は除	①通信回線使用料に係る経費の 2 分の 1 以内の額を 3 年間 ②賃借料に係る経費の 2 分の 1 以内の

要綱	く。)であること 2 新規開設時の雇用従業員のうち、本格操業開始後1年間の雇用実績があり、かつ、雇用保険法の被保険者になっている者が5人以上であり、その後もその条件が維持されること 3 事業者認定の決定から、概ね6月以内に本格操業を開始できること。 4 交付申請時において、都市機能誘導区域で次に定める事業を1年以上継続して操業していること ※ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業及び事務処理センター事業 5 市税の滞納がないこと 6 事業所の開設に当たり、本市の他の条例、規則、要綱その他の規程による補助金等の交付を受けていないこと	額を3年間 ※事業所賃借料及び駐車場賃借料(業務に必要な2台分まで) ③研修に係る経費の2分の1以内の額を1年間 ※研修に係る経費:研修受講料、試験料、旅費、講師招へい費用等(ただし、補助金の交付は新規開設の初年度1回のみ、100万円を限度) 上記①から③までの補助金の計は1年間当たり2,000万円とする。 ④新規雇用従業員に係る経費(人件費) 新規雇用従業員数に30万円以内(非正規従業員は15万円以内)を乗じて得た額を本格操業開始後3年間(ただし、同一の新規雇用従業員に対する補助金の交付は1回限りとし、1年間の補助金額は3,000万円を限度)
----	---	--